

4. 授業時間について

本学における授業は、90分をもって1時限とし、1日に5時限（一部科目は6時限）を行う。ただし、土曜日は2時限（一部科目は4時限）にて行う。

授業時間は次のとおりである。

時 限	授 業 時 間
第 1 時 限	9：00～10：30
第 2 時 限	10：40～12：10
第 3 時 限	13：00～14：30
第 4 時 限	14：40～16：10
第 5 時 限	16：20～17：50
第 6 時 限	18：00～19：30

補講・集中講義等については、その都度掲示する。

5. 休講について

1. 大学側あるいは授業担当者の都合でやむを得ず授業を休講とする場合には、前もって掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）で告知する。休講の掲示がなく、授業開始時刻を30分以上経過しても何の連絡もない場合には、学生センター教務課に問合せ、指示を受けること。
2. 気象庁から気象に関する警報が発表された場合、また、自然災害・ストライキに起因して交通機関の運行が停止した場合は、下記の基準を適用する。

なお、授業中に上記の事例が発生した場合の措置は、学長の判断による。

休講となる条件 ①②③のひとつでも条件を満たす場合	【気象に関する警報が発表された場合】	
	①「暴風・大雪・暴風雪警報のいずれか」が、「東京23区全域に発表された」場合 (東京23区のいずれか、あるいは多摩西部・多摩南部・多摩北部に警報が発表されても休講措置は講じない) ※警報については気象庁ホームページ等で確認のこと	
	【自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合】	
	②JR山手線が全面不通の場合 ③山手線以外のJR線・大手私鉄等各線（下記参照）のうち3路線以上が同時に全面不通の場合	
③の対象となる交通機関	JR線	埼京・川越線（大崎～川越） 中央線（東京～高尾） 総武（快速）線（お茶の水・東京～千葉） 常磐（快速）線（上野～土浦） 京葉線（東京～蘇我） 京浜東北・根岸線（大船～大宮） 東北（宇都宮）線（上野～小山） 高崎線（上野～熊谷） 東海道線（東京～小田原） 横須賀線（東京～逗子）
	大手私鉄線等	東武東上線（池袋～森林公園） 東武伊勢崎線（浅草～東武動物公園） 西武池袋線（池袋～飯能） 西武新宿線（西武新宿～本川越） 小田急小田原線（新宿～本厚木） 京王（新）線（新宿～京王八王子） 京王井の頭線（渋谷～吉祥寺） 東京メトロ線（全線不通で1路線分とみなす） 都営地下鉄（全線不通で1路線分とみなす） 東急東横線（渋谷～横浜） 東急田園都市線（渋谷～中央林間） 東急目黒線（目黒～日吉） 東急池上線（五反田～蒲田） 京浜急行本線（品川～堀ノ内） 東京モノレール（モノレール浜松町～羽田空港第2ビル） ゆりかもめ（新橋～豊洲） りんかい線（大崎～新木場） 京成本線（京成上野～成田空港） 京成成田スカイアクセス線（京成上野～成田空港） つくばエクスプレス線（秋葉原～つくば） 日暮里・舎人ライナー（日暮里～見沼代親水公園）
授業開始の条件	6：00までに ①②③の条件が全て解消された場合	平常どおり授業を行う
	6：00～10：00に ①②③の条件が全て解消された場合	第3時限より授業を行う
	10：00～12：00に ①②③の条件が全て解消された場合	第4時限より授業を行う
	12：00～14：00に ①②③の条件が全て解消された場合	第5時限より授業を行う
	14：00を過ぎても ①②③いずれかの条件が解消されない場合	当日の授業を全て休講とする

3. 前項による措置の他、学長の判断により授業を休講とすることがある。この場合は、掲示を行うとともに、できる限り速やかに大学ポータルサイト（G-Port）に掲載するものとする。

6. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業について

大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とする。

警戒宣言が解除されたときは次のとおりとする。

- (1) 6：00までに解除された場合には、平常通り授業を行う。
- (2) 10：00までに解除された場合には、第3時限より授業を行う。
- (3) 12：00を過ぎて解除された場合には、その翌日から授業を行う。

7. 掲示について

学生に対する伝達事項は、掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）によって行う。学生は毎日機会あるごとに掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）を確認する習慣をつけることが肝要であり、掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）を確認しなかったことを理由に伝達された事柄に対する責任を免れることはできない。伝達事項についての電話による問合せは禁止している。